

平成 30 年

第 4 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：平成 30 年 5 月 1 日

閉会：平成 30 年 5 月 1 日

福岡県東峰村議会

平成30年 第4回東峰村議会臨時会

招集年月日 平成30年5月1日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成30年5月1日 13時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 平成30年5月1日 16時13分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫		2番	梶原 光春	
3番	黒川 隆康		4番	泉 守	
5番	高橋 弘展		6番	高倉 寛視	
7番	長澤 貞義		8番	大蔵 久徳	
9番	伊藤 均		10番	佐々木 紀嘉	

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため

会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	澁谷 博昭	副 村 長	高橋 英治
総務課長	眞田 秀樹	企画政策課長	小林 純一
住民税務課長	岩橋 一成	農林観光課長	梶原 浩二
保健福祉課長	室井 英信	建設水道課長	大塚 健司
教育課長	室井 慶久	災害対策室長	野寄 和秀

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	日野 正		

村長提出議案の題目

承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 5号	専決処分の承認を求めることについて
同意第 5号	東峰村教育委員会委員の任命について
同意第 6号	東峰村監査委員の選任について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 2 1 条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則 1 1 8 条)	
1 番 梶原伯夫議員	2 番 梶原光春議員

第4回 東峰村議会臨時会会議録

平成30年5月1日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成30年 第4回東峰村議会臨時会議事日程

平成30年5月1日開議

臨時議長紹介

臨時議長あいさつ

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙について

日程第 3 副議長の選挙について

日程第 4 議席の指定について

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 会期の決定

日程第 7 常任委員会委員の選任について

日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

日程第 9 東峰村議会広報特別委員会委員の選任について

日程第10 東峰村消防委員会委員の推薦について

日程第11 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議員の選挙について

日程第12 議案上程報告

日程第13 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

日程第15 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

日程第16 同意第5号 東峰村教育委員会委員の任命について

日程第17 同意第6号 東峰村監査委員の選任について

開 会	(1 3 時 3 0 分)
事務局長	<p>改めまして、こんにちは。 事務局長の日野でございます。 本臨時会は、選挙後、初めての議会です。 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。 それでは、泉守議員を臨時の議長としてご紹介いたします。 どうぞよろしくお願いいたします。 (泉守議員、議長席へ)</p>
臨時議長	<p>ただ今、ご紹介をいただきました泉守です。 地方自治法第 1 0 7 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。 皆様方のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。</p>
開 議	
臨時議長	<p>本日の出席議員数は、 1 0 名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から平成 3 0 年第 4 回東峰村議会臨時会を開会します。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。</p>
日程第 1	
臨時議長	<p>日程第 1 「仮議席の指定」を行います。 仮議席は、ただ今着席の議席とします。</p>
日程第 2	<p>日程第 2 「議長の選挙」を行います。 選挙は投票で行います。 ここで、執行部の退席を求めます。 (執行部退場) 議場の出入り口を閉鎖します。 (議場の出入り口閉鎖)</p>
臨時議長	<p>ここで、議長選挙に立候補しています、佐々木議員より決意表明をお願いしたいと思います。</p>
佐々木議員	<p>私は、今回の議長選にあたり、議員各位へ決意を今から述べさせていただきます。 1 つ目の決意は、私どもが制定をいたしました議会基本条例で、議長は中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的な運営を行わなければならないという条文があります。 私は、この条文のとおり、公平、公正、中立を念頭に、秩序ある議会運営を行ってまいりたいと、このように考えております。 次に 2 つ目ですが、議長になって何をするのかということでございます。 議員必携に、議長は、議会の活動を主催しという条文があります。 私は、議長は、全議員の先頭に立ち議会全体をまとめることだと、このように思っております。</p>

	<p>私は、議会が村民のご意見を聞き、課題、政策、事業などを議員が一丸となって取り組むことが、村民から信頼される議会になると、このように思っております。</p> <p>議会が村政に責任を持ち、住民のための村政に取り組んでいき、信頼をされる議会の姿を目指したいと思っております。</p> <p>議員各位のご支援をいただきますようお願いをいたしまして、決意表明といたします。よろしく願いいたします。</p>
臨時議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、大蔵議員より決意表明をお願いしたいと思います。</p>
大蔵議員	<p>議長選立候補に際しまして、一言決意を述べさせていただきます。</p> <p>今の東峰村の最大の課題は、去年の豪雨災害からの一刻も早い復旧・復興です。</p> <p>今年に入って各地区において本格復旧が始まりました。議会としても、その復旧工事の情報をもとに進捗状況の把握、並びに住民の方とのお話を聞き、復旧のために努力していかなければと考えておるところです。</p> <p>一方で、今後も、今まで3期12年の議員活動の経験を活かし、国会議員、県会議員の方々、また、その秘書との築き上げた信頼関係をもとに、精力的に復旧・復興予算の獲得のために要望活動を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、今回の反省として、議会による危機管理体制の策定をしていなかったことがあります。想定を超えた災害時における行動マニュアル、議会業務継続計画を策定し、今後発生するかもしれない災害に対応しなければと考えております。それが今後の防災、減災対策に繋がるものと考えております。</p> <p>次に、村民と議会の関係について、述べたいと思います。</p> <p>議会からの情報発信である議会ウォッチは、前広報委員長をはじめ議員の皆さんのおかげで素晴らしいものが現在できております。また、議会広報委員会、各種団体との懇談会、意見交換会を今まで以上に頻繁に開催し、村民の声、ニーズを的確に把握し、村民に寄り添った議会を目指していきます。</p> <p>次に、執行部と議会の関係について、述べさせていただきます。</p> <p>執行部と議会は、健全な緊張関係を保ちながら、協働して村民の福祉向上に努めなければなりません。執行部優位の二元代表制と言われる中、議会が執行部の追認機関と言われないようにしなければなりません。限られた予算の中で最大限の効果をあげるといった、効率的な行財政運営がなされているか、行政管理能力の向上に努め、必要に応じて議会から政策提言ができるようにしていきたいと思っております。そのためにも議員研修等を増やし、議員個々のレベルがアップできるようにしていきます。</p> <p>これまでも議員協議会を月に数回行ってきていますが、常任委員会の活性化も重要と考えています。元気な地方議会は常任委員会が活発です。議員間の自由で活発な討議ができる場を作り、実りある議会活動を進めてまいります。それが村の発展に繋がると確信します。そして議員一丸となって村の再生を目指していきたいと考えます。</p> <p>どうか皆様のご支持をお願いいたしまして、私の議長立候補に際しての決意表明といたします。ありがとうございました。</p>

臨時議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、地方自治法第118条の規定により立候補者以外の方でも議長候補の対象となります。</p>
臨時議長	<p>次に、ただ今の出席議員は10名です。</p> <p>次に、投票立会人を指名します。</p> <p>投票立会人に、4番 黒川議員、同じく3番 梶原議員を指名します。</p> <p>(投票箱の準備をする)</p>
臨時議長	<p>投票箱を点検します。</p> <p>(投票箱の点検)</p>
臨時議長	<p>立会人の方異常はありませんか。</p> <p>(「異常ありません。」の声あり)</p>
臨時議長	<p>「異常なし」と認めます。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p>念のため申し上げますが、投票は単記無記名でお願いしたいと思います。</p> <p>投票用紙の配布をお願いします。</p> <p>(投票用紙配布)</p>
臨時議長	<p>投票用紙の配布もれは、ありませんか。</p> <p>(配布もれなし)</p>
臨時議長	<p>ないようですから、配布もれなしと認めます。</p> <p>ただ今から投票を行います。</p> <p>仮議席の1番議員より順次投票を行ってください。</p> <p>(1番議員より順次投票)</p>
臨時議長	<p>投票もれは、ありませんか。</p> <p>(投票もれなし)</p>
臨時議長	<p>投票もれなしと認めます。</p> <p>これで、投票を終わります。</p> <p>続いて、開票を行います。</p> <p>黒川議員、梶原議員、開票の立会をお願いします。</p> <p>(開 票)</p>
臨時議長	<p>選挙の結果を報告いたします。</p> <p>投票総数 10票</p> <p>有効投票 10票</p> <p>無効投票 0票</p> <p>有効投票のうち、佐々木議員が6票、大蔵議員が4票。</p> <p>以上のとおり、この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1ですので3票です。</p> <p>したがって、佐々木議員が、議長に当選されました。</p>
臨時議長	<p>議場の出入り口を開きます。</p> <p>(議場の出入り口開放)</p> <p>(執行部入場)</p>

臨時議長	<p>ただ今、議長に当選されました佐々木議員が議場におられますので、本席から当選の告知をします。</p> <p>以上で、臨時議長の職務を終わりました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(臨時議長、仮議席に着く)</p>
事務局長	<p>それでは、佐々木議長、議長席にお着きください。</p> <p>(佐々木議長、議長席へ)</p>
議長	<p>ただ今、議長に就任をいたしました佐々木紀嘉でございます。</p> <p>村内外とも議会を代表する身となりましたことに、非常に引き締まった思い、緊張感のある思いで、今、皆さんの前でごあいさつを申し上げたいと思います。</p> <p>議長立候補表明のときに申しましたとおり、議会を代表する、先頭に立つという気持ちの中で、この東峰村議会を一致団結した議会として活動していきたいと、このように思っております。</p> <p>先ほど前議長も申しましたように、復旧・復興の事業は、喫緊のこの4年間の課題であります。そういうことも踏まえまして、議会議員が一枚岩となって村の村政に責任を持ちながら、村民の声なき声を聞きながら、この議員活動、議会活動に邁進をしていきたいと、このように考えておりますので、どうぞ皆様方のご協力、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いをいたしまして、議長のあいさつに代えさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>(拍手)</p>
休憩	
議長	<p>2時20分まで休憩をいたします。</p> <p>全員協議会を開催をいたしますので、この後、直ちに第2会議室のほうにお集まりをいただきたいと思います。</p> <p>(13時53分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、議会を再開いたします。</p> <p>(14時20分)</p>
日程第3	
議長	<p>日程第3 「副議長の選挙」を行います。</p> <p>選挙は投票で行います。</p> <p>ここで、執行部の退席をお願いします。</p> <p>(執行部退場)</p>
議長	<p>議場の出入り口を閉めます。</p> <p>(議場の出入り口を閉鎖)</p> <p>(「議長」の声あり)</p>
議長	<p>4番 黒川議員</p>
4番	<p>動議を提出いたします。</p> <p>副議長の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることを望みます。</p>

議長	<p>ただ今、4番 黒川議員より、指名推薦との動議が出されました。 お諮りいたします。 この動議のとおり決することに、異議はありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認め、副議長選挙は、動議のとおり指名推薦といたします。 (「議長」の声あり)</p>
議長	<p>4番 黒川議員</p>
4番	<p>動議を提出いたします。 副議長に、2番 伊藤均議員を指名します。</p>
議長	<p>ただ今、4番 黒川議員より、2番 伊藤議員の副議長指名の動議が出されました。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、2番 伊藤議員が副議長に当選されました。 議場の出入り口を開きます。 (議場の出入り口を開放) (執行部入場)</p>
議長	<p>ただ今、副議長に当選されました伊藤議員が議場におられますので本席から当選の告知を行います。 伊藤議員、演壇にて副議長当選承諾及びあいさつをお願いいたします。</p>
副議長	<p>ただ今、当選の承認をいただきました伊藤でございます。 私、今回2期目という形の中です、4年前、行政と一体となり村の活性化に努めるといってお約束を村民の皆様とし、行政の施策に是々非々の考えにおいてですね、議会運営を取り組んできたところであります。 本年からの4年につきましては、まず第1に、昨年7月にありました集中豪雨被害の早期復興、このものに対して一生懸命取り組ませていただきたいと思います。本年度においても52億8千万という予算の中で、災害復興についても20億1千万という大きなですね、復興資金を作りながらの復興を多く努めるという中で計画をされております。また、これが早く村民の皆様にはですね、復興・復旧が進むことを一生懸命努力をしまいたいと思います。 それから第2には、やはり今、大事な仕事であります地方創生事業のですね、まち・ひと・しごと総合戦略があります。この総合戦略におきましても災害復旧・復興と同時に、東峰村の将来を担う重要な課題でありますので、この総合戦略についてもですね、一生懸命取り組ませていただけたらなと思っております。 第3に、行政と一体となり、村の活性化に努めてまいりたいと思っております。行政の舵取りであります議会もですね、行政の施策に対し是々非々の考えにて議会運営を取り組んでいきたいと思っておりますし、皆さん方と一致協力してですね、より良い方向が向けたらなと思っております。</p>

	<p>我々が思うことは、やはり村民の皆様が住みよい村づくりをですね、されるということが、まず第1番の目標であるかと思えます。その中で、議会としてできるものは何なのか、また、我々はどうやっていかなければならないのか、また、私一人としてもどういう形でやらせていただければいいのかということを重々考えながら、今後についても議員として活動させていただけたらなと思っておるところであります。</p> <p>皆様方のご協力をいただきながら、より良い議会運営ができますことを祈念し、またお願いしましてあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>(拍手)</p>
休憩	
議長	<p>3時30分まで休憩をいたします。</p> <p>議員の方は、このあと5分後に第2会議室のほうにご集合ください。</p> <p>(14時25分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、議会を再開いたします。</p> <p>(15時30分)</p>
日程第4	
議長	<p>日程第4 「議席の指定」を行います。</p> <p>議席の指定は、ただ今着席の議席とします。</p> <p>1番 梶原伯夫議員 2番 梶原光春議員 3番 黒川隆康議員 4番 泉守議員 5番 高橋弘展議員 6番 高倉寛視議員 7番 長澤貞義議員 8番 大蔵久徳議員 9番 副議長 伊藤均議員 10番 議長 佐々木</p> <p>以上でございます。</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 「会議録署名議員の指名」をいたします。</p> <p>1番 梶原伯夫議員、2番 梶原光春議員、お願いいたします。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 「会期の決定」を、議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日5月1日の1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 「常任委員会委員の選任」を行います。</p> <p>お諮りいたします。</p>

	<p>常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、常任委員は、お手元にお配りいたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。</p> <p>常任委員会委員長及び副委員長については、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果を報告いたします。</p> <p>総務常任委員長に、黒川隆康議員 総務常任副委員長に、長澤貞義議員 産業建設常任委員長に、梶原光春議員 産業建設常任副委員長に、高橋弘展議員</p> <p>以上のとおり互選されましたので、報告いたします。</p>
日程第 8	
議長	<p>日程第 8 「議会運営委員会委員の選任」を行います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議会運営委員会の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、</p> <p>伊藤均議員 黒川隆康議員 長澤貞義議員 梶原光春議員 高橋弘展議員</p> <p>以上のとおり指名をしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員会委員は、ただ今指名をしたとおり選任することに決定しました。</p>
議長	<p>議会運営委員長及び副委員長の互選につきましては、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されていますので、その結果をご報告いたします。</p> <p>議会運営委員長 伊藤均議員 議会運営副委員長 黒川隆康議員</p> <p>以上のとおり互選されましたので、報告します。</p>
日程第 9	
議長	<p>日程第 9 「東峰村議会広報特別委員会委員の選任」を行います。</p> <p>お諮りいたします。</p>

	<p>東峰村議会広報特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、東峰村議会広報特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。</p>
議長	<p>東峰村議会広報特別委員会委員長及び副委員長の互選につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、広報特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されておりますので、その結果を報告いたします。</p> <p>議会広報特別委員長に高橋弘展議員 議会広報特別副委員長に長澤貞義議員</p> <p>以上のとおり互選されましたので、報告いたします。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 「東峰村消防委員会委員の推薦について」を、議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>東峰村消防委員会条例第4条の規定により、</p> <p>黒川隆康議員 梶原伯夫議員</p> <p>以上、2名を指名したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、東峰村消防委員会委員の推薦は、ただ今指名をいたしました黒川隆康議員、梶原伯夫議員、以上の2名を、東峰村消防委員会委員の推薦とすることに決定しました。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙」を行います。</p> <p>甘木・朝倉広域市町村圏事務組合同規約第5条第1項により、組合議会の選挙を行います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、選挙方法については、指名推薦で行うことに決定をいたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>指名の方法は、議長が指名することとしたいと思います。</p> <p>これについて、ご異議ございませんか。</p>

	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め、指名の方法は、議長が指名することに決定をいたしました。</p> <p>甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会の議員に、</p> <p>議長 佐々木紀嘉議員、副議長 伊藤均議員を指名いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今、議長が指名した兩名を当選人と定めることにしたいと思います。</p> <p>これについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、ただ今指名しました2名が、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会の議員に当選されました。</p> <p>会議規則第33条の規定により、当選の告知をします。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>(事務局長議案上程報告)</p>
議長	<p>ただ今、事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 「村長のあいさつ及び提案理由の説明」をお願いします。</p> <p>村長</p>
村長	<p>皆さん、改めまして、こんにちは。</p> <p>本日、ここに、平成30年第4回東峰村議会臨時会を招集し、新しく村民の負託により選ばれました議員各位をお迎えすることを、心から嬉しく思います。</p> <p>議員各位におかれましては、先般執行されました村議会議員一般選挙において、当選の榮譽に輝かれたことを、心よりお祝いを申し上げます。</p> <p>先ほど、議長、副議長をはじめ常任委員会、建設産業常任委員会等の委員の選任も終わり、議会の新しい執行体制が決定をいたしました。今後は村民の皆さんの負託に応え、村民の方が生き生きとした生活ができる持続可能な村づくりに執行部とともに邁進されますことを心からお願いを申し上げます。</p> <p>また、私も議会と連携し、村民の皆さんの目線で、村政を引き続き行っていく覚悟でございますので、議員各位のご協力をよろしくお願いをいたします。</p> <p>さて、新緑も日に日に色濃くなり、月日の移り変わりを感じる今日この頃ですが、昨年の九州北部豪雨から早くも10カ月を迎えようとしております。改めて、お亡くなりになられた方々や被災された方々、並びに今なお応急仮設住宅に住まわれご不自由をされている方々に、心からご冥福とお見舞いを申し上げます。</p> <p>災害復旧工事の発注は鋭意進めていますが、今年の梅雨時期までには復興工事は間に合わないのが現状であります。そのような中、執行部としても今年の梅雨は万全な防災体制を講じてまいります。村民の皆様には早めの避難をしていただき、二度と犠牲者を出さない取り組みを心からお願いを申し上げますとともに、議員各位のご協力をよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、本臨時会に執行部から提案をしております議案につきまして、提案理由</p>

	<p>の概要を説明いたします。</p> <p>本臨時会では、承認 2 件、同意 2 件の議案をご提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>まず、承認第 4 号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分、及び承認第 5 号、東峰村税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税施行規則の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ公布、施行されることに伴い、東峰村税条例及び東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>同意第 5 号、東峰村教育委員会委員の任命につきましては、教育委員井上光弘氏が平成 30 年 5 月 30 日に任期満了となりますが、引き続き同氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第 6 号、東峰村監査委員の選任につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議員のうちから選任する監査委員に、梶原伯夫議員を選任することについて、議会の同意を求めるものです。</p> <p>以上、提案理由をご説明申し上げますが、皆様方には十分なるご審議を賜り、承認または同意いただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第 14	
議 長	<p>日程第 14 承認第 4 号「専決処分の承認を求めることについて」 補足説明を担当課長に求めます。 保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>10 ページをお願いいたします。</p> <p>承認第 4 号「専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号）」 地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したいので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。 平成 30 年 5 月 1 日提出、東峰村長名でございます。 11 ページをお願いいたします。 東峰村専決処分第 3 号、専決処分書。 地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。 平成 30 年 3 月 31 日、東峰村長名でございます。 理由、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、</p>

	<p>地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として平成30年4月1日(地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令)は平成31年4月1日、地方税法施行令の一部を改正する政令は平成34年10月1日から施行されることに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、議会の議決すべき事項について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものです。</p> <p>改正の内容としましては、13ページの新旧対照表のほうをお願いいたします。</p> <p>第2条第2項及び第23条の第1項の下線の部分では、国民健康保険税の基礎課税額、医療分に係る課税限度額が54万円から58万円に引き上げられるものでございます。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>第23条第1項第2号及び第3号では、低所得者に対する国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございます。</p> <p>第2号は、軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、基礎控除額33万円プラス被保険者数の乗すべき金額27万円から27万5千円に引き上げられるものです。</p> <p>第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、基礎控除額33万円プラス被保険者数に乘すべき金額を、49万円から50万円に引き上げるものでございます。</p> <p>第24条の2、第2項では、特例対象者、被保険者に係る申請をする場合、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格者証明書の提示が不要になるということの改正でございます。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>附則1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2、改正後の東峰村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。ということでございます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>補足説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、討論を終結します。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第15	
議 長	<p>日程第15 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>16ページをお願いします。</p> <p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。</p> <p>平成30年5月1日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第4号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村税条例等の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>平成30年3月31日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として平成30年4月1日(地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令)は平成31年4月1日、地方税法施行令の一部を改正する政令は平成34年10月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。</p> <p>18ページからの主な改正内容につきましては、いずれも法律並びに政令等の改正に基づいての改正となりますが、第1条からの東峰村税条例、新旧対照表に基づきまして、概略でありますがお説明をさせていただきます。</p> <p>まず19ページをお願いいたします。</p> <p>個人の村民税の非課税の範囲ということで、第24条第1項第2号につきましては、非課税措置の所得要件、こちらにつきまして、125万円から135万円へ引き</p>

上げに伴う改正となります。

同じく第2項につきましては、控除対象配偶者から同一生計配偶者への定義の変更となります。並びに均等割非課税限度額の引き上げ、こちらは28万円から10万円引き上げということで、それに伴う改正となっております。

定義変更につきましては、平成31年1月1日施行、それ以外につきましては、いずれも平成33年の1月1日施行となっております。

20ページをお願いいたします。

所得控除、第34条の2、それから調整控除、第34条の6につきましては基礎控除額及び調整控除額に所得要件、ここにあります、前年の合計所得金額2,500万円以下ということ新たに創設することの改正となっております。

こちらにつきましては、いずれも平成30年1月1日施行ということになります。

21ページをお願いします。

下のほうになりますが、村民税の申告、第36条の2第1項につきましては、こちらにつきましては、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しとなっております。

こちらにつきましては、平成31年の1月1日施行です。

若干飛びますが、26ページをお願いしたいと思います。

26ページの法人の村民税の申告納付、第48条第2項それから第3項につきましては、租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについての、こちらは既定の整備となります。

29ページになります。

同じく第48条の第10項から12項につきましては、こちらは申告書の電子情報組織の提出義務ということで、そちらの規定の整備となっております。

こちらは32年の4月1日施行ということになっております。

続きまして、30ページをお願いしたいと思います。

30ページから32ページの第52条第2項、第3項、それから第5項、第6項につきましては、法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての既定の改正となっております。

それから、33ページをお願いいたします。

製造たばこの区分ということで、第92条になりますが、こちらにつきましては、製造たばこの区分については、新たに創設をされたものとなっております。

この製造たばことみなす場合ということで、第93条の2につきましては、主に加熱式たばこの喫煙用具ですけれども、それにつきまして、製造たばことみなすことの法規定の新設に伴う改正ということになります。

こちらは、いずれも今年の10月1日から施行というふうになっております。

それから、34ページから37ページになりますが、たばこ税の課税標準、第94条につきましては、加熱式たばこに係る、紙巻きたばこですね、紙巻きたばこの本数への換算方法等について、平成30年の10月1日から、今年の10月1日から段階的に移行するという事などの規定の整備となっております。一応こちらは5年間で

けて移行していくということになっております。

続きまして37ページの下のほうになりますけれども、たばこ税の税率です。

第95条につきましては、たばこ税の税率を平成30年、本年度の10月1日から引き上げていくということの改正になっております。これは、後ほどまた後のほうに条文がありますが、3段階で引き上げるというふうに改正をされております。

以下、39ページからにつきましては、附則ということになりますが、41ページをお願いしたいと思います。

個人の村民税の所得割の非課税の範囲等、第5条につきましては、所得割非課税限度額の引き上げ、先ほど申し上げましたが、これが10万円上がるということに伴う改正となっております。

同じく41ページ、第10条の2から53ページまでになりますが、17条の2につきましては、それぞれですね、法律または政令の改正、規定の整備等に合わせまして、今回改正を行うものであります。

54ページをお願いいたします。

54ページの第2条から57ページの第4条までの東峰村税条例の一部改正、これにつきましては、先ほどご説明いたしました、第94条のたばこ税の課税標準、それから第95条のたばこ税の税率につきましての段階的な移行についての改正となっております。

54ページ、第2条の中の第94条第3項につきましては平成31年の10月1日から、55ページ、第3条の改正につきましては平成32年の10月1日から、57ページ、第4条の改正につきましては平成33年の10月1日からの、それぞれの段階的な移行ということで、それぞれの施行ということになります。

それから59ページになりますが、第5条につきまして、製造たばこみなす場合について、及びそのたばこ税の課税標準についての改正となりますが、こちらは平成34年10月1日からの施行ということになります。

それから62ページからになりますが、第6条につきましては紙巻きたばこ、3級品に係る、これは4種類から6種類ほどございますが、に係る村たばこ税に関する経過措置の改正ということになっております。

64ページをお願いします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、今の説明の中でいくつか申し上げましたが、それぞれこちらに明記されているとおりの期日から施行ということになっております。

それから65ページ、第2条ですが、村民税に関する経過措置について、それから66ページ、第3条、第4条、固定資産税に関する経過措置について、それから67ページの第5条から72ページの第11条、村たばこ税に関する経過措置及び手持ち品課税に係る村たばこ税並びにその経過措置についてということで、それぞれの時期に係るですね、この規定に合せまして改正を行うということになります。

ちょっと概略で今申し上げましたが、今回の改正につきましては、以上が概略とい

	<p>うことで、今回専決処分いたしました税条例ということになります。</p> <p>以上、補足説明は終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第16	
議 長	<p>日程第16 同意第5号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>74ページをお願いいたします。</p> <p>同意第5号「東峰村教育委員会委員の任命について」</p> <p>下記の者を、東峰村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>平成30年5月1日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>住所 朝倉郡東峰村大字宝珠山3693番地1</p> <p>氏名 井上光弘</p> <p>任期 平成30年5月31日から平成34年5月30日まで</p> <p>理由、東峰村教育委員会委員の任期満了となるが、引き続き井上光弘氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>その他経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p>

	<p>これより討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第5号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。</p>
日程第17	
議長	<p>日程第17 同意第6号「東峰村監査委員の選任について」を、議題といたします。 本件については、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、梶原伯夫議員の退席を求めます。 （梶原伯夫議員退場）</p>
議長	<p>それでは、補足説明を担当課長に求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>先ほどお渡しいたしました分で、まずページが67になっておりますが、76ページでございますので、申し訳ございません、訂正をお願いいたします。 同意第6号「東峰村監査委員の選任について」 下記の者を、東峰村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。 平成30年5月1日提出、東峰村長名でございます。 氏名 梶原伯夫 住所 朝倉郡東峰村大字小石原鼓2426番地 任期 選任の日から平成34年4月30日まで 提案理由として、東峰村議会議員の改選により、議員のうちから監査委員を選任する必要が生じたので、選任にあたって議会の同意を求めますのでございます。 説明は、以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第6号「東峰村監査委員の選任について」を、お諮りいたします。</p>

	<p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。 梶原伯夫議員の入室を。 (梶原伯夫議員入場)</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出がっております。これを許可します。 村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 本日は、平成30年第4回東峰村議会臨時会を開催し、議員の皆様のご慎重審議をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。 審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案は、今後の行政運営に活用していく所存であります。 さて、今月3日から5日まで、恒例の小石原焼民陶むら祭が開催されます。 昨年秋の民陶むら祭では、復興支援も兼ねてたくさんの方々に来村していただき、窯業への活性化へ多大なるご支援をいただきました。今回もたくさんの方々に来村していただきたいと思っております。 これから先本格的な梅雨や猛暑の時期を迎えることとなります。防災体制には万全の体制で取り組んでまいりますが、今後の雨の降り方が気になるところであります。議員各位におかれましても、今後とも安全・安心な村づくりにご協力をお願いいたしますとともに、季節の変わり目でありますのでお体をご自愛され、さらなるご活躍をしていただきますよう祈念を申し上げ、閉会のあいさつといたします。本日はありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、平成30年第4回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (16時13分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>